

熊本県公報

第 1 1 4 7 3 号
平成 18 年 10 月 27 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（不知火町加入区）……（団体支援総室）	1
○道路の区域変更……（道路保全課）	1
○" " ……（" "）	2
○道路の供用開始……（" "）	2
○" " ……（" "）	2
公 告	
○非補助土地改良事業施行の適否決定……（農村計画・技術管理課）	3
○" " ……（" "）	3
○" " ……（" "）	3
○" " ……（" "）	4
○" " ……（" "）	4
○氷川水系河川整備基本方針の公表……（河川課）	4
登 載 依 頼	
○宇城地域保健医療推進協議会の開催……（医療政策総室）	4
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……（人事委員会）	5
正 誤	
○平成 18 年 10 月 13 日付け熊本県公報第 11467 号中……（選挙管理委員会）	5

告 示

熊本県告示第 1082 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名 称
不知火町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
宇城市不知火町松合 1844 番地の 4 浦本義隆
宇城市不知火町松合 880 番地 西岡博史
宇城市不知火町松合 2937 番地 浦津正二
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
松合漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 18 年 10 月 27 日から平成 18 年 11 月 10 日まで
- 5 縦覧場所
松合漁業協同組合

熊本県告示第 1083 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	三本松甲 佐線	同 所	前	5.8	229.0	仮設道路設置
			後	9.2		
			前	5.8	229.0	
後	9.2					
			前	5.0	246.0	
			後	17.4		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 10 月 27 日

熊本県告示第 1084 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	和仁菊水 線	同 所	前	5.3	93.2	単防災
			後	9.8		
			前	6.0	93.2	
後	34.1					

2 区域を変更する期日 平成 18 年 10 月 27 日

熊本県告示第 1085 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445 号	上益城郡山都町金内字前田 1194 番 2 地先から 同町金内字夕尺 1049 番 2 地先まで	309.0	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 31 日

熊本県告示第 1086 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において

一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	稲生野甲佐 線	上益城郡山都町金内字古園 1520 番 1 地先から 同町金内字南嶽 1283 番 1 地先まで	880.8	緊 道 整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 10 月 31 日

公 告

熊本県公告第 781 号

玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から認可の申請があった晩次郎地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 18 年 10 月 19 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
晩次郎地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 18 年 10 月 30 日から平成 18 年 11 月 28 日まで
- 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第 782 号

玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から認可の申請があった玉名地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 18 年 10 月 19 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
玉名地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 18 年 10 月 30 日から平成 18 年 11 月 28 日まで
- 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第 783 号

玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から認可の申請があった塘添地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 18 年 10 月 19 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
塘添地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 18 年 10 月 30 日から平成 18 年 11 月 28 日まで

- 3 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第 784 号

玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から認可の申請があった平町地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 18 年 10 月 19 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
平町地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 10 月 30 日から平成 18 年 11 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第 785 号

玉名市玉名市土地改良区理事長島津勇典から認可の申請があった梅林地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 18 年 10 月 19 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
梅林地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 18 年 10 月 30 日から平成 18 年 11 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第 786 号

次の河川に係る河川整備基本方針を定めたので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 5 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 10 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川名 二級河川氷川
- 2 河川整備基本方針の公表場所
熊本県土木部河川課、熊本県八代地域振興局土木部企画調査景観課、八代市建設部土木建設課、八代市鏡支所建設課、八代市東陽支所建設課、八代市泉支所建設課及び氷川町事業部建設下水道課
- 3 公表期間
平成 18 年 10 月 27 日から平成 18 年 11 月 8 日まで

登載依頼**宇城地域保健医療推進協議会公告第 1 号**

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 18 年 10 月 27 日

宇城地域保健医療推進協議会長 水 野 秀 夫

- 1 開催日時
平成 18 年 11 月 9 日（木） 午後 2 時から 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
松橋ホワイトパレス 2 階エレガンス B（宇城市松橋町松橋 1330-1）

3 議題

- (1) 会長及び副会長の選出について
 (2) 宇城保健医療圏における病院の増床申請に係る調整について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

宇城市松橋町久具 400-1
 宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
 （電話 0964-32-2111）

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 18 年 10 月 27 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 45 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年熊本県人事委員会規則第 2 号）
 の一部を次のように改正する。

第 13 条の表 4 の項中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成 18 年 10 月 13 日付け熊本県公報第 11467 号中の次の部分を削除する。

ページ	行	削除部分
26	表中	橋本誠剛後援会 事務所の所在地 荒尾市府本 515-2 荒尾市府本 515-2

